

広報

つるい

平成31年

2月号

No.690



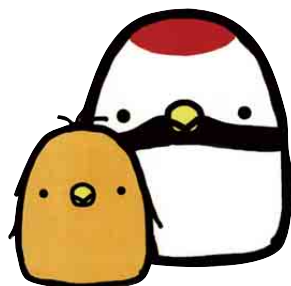
今月の主な話題

- 平成31年鶴居村成人式・・・・・・・・・・2
- 村の話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 確定申告のお知らせ・・・・・・・・・・4～5
- 平成30年度村政懇談会の
主な要望事項について・・・・・・・・6～11



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

1月13日、総合センターにて平成31年鶴居村成人式が挙行され、成人を迎えた男性15名、女性12名の計27名が艶やかな振り袖や袴、スーツに身を包み、式に出席しました。

式では、國安教育長の式辞と大石村長、松井議長から祝辞が述べられたほか、新成人の誓いの言葉では坂元弘貴さんと松井李璃乃さんが、家族や周囲の方々に感謝し社会人の一員として責任を持って行行動するという、力強い宣誓が行われました。

式典の終了後にはレクレーションと交流会が行われ、新成人の皆さんは友人との再会を喜んでいました。



明日の地域公共交通を考える

第1回鶴居村地域公共交通プラン策定委員会及び講演会

12月10日、地域住民の自立した生活の確保や地域間交流促進を図るための基盤となる鶴居村地域公共交通プランの策定に関し、必要な協議を行うことを目的に、第1回鶴居村地域公共交通プラン策定委員会が開催されました。同委員会は、国や道の関係職員、村内の交通事業者、交通利用者など14名の委員で構成されており、交通ニーズ把握調査等の結果を踏まえ、現状や今後の課題などについて意見交換が行われました。

同日、委員会の前に行われた「少子高齢化・人口減少時代の地域公共交通網について」と題した講演会では、委員会構成員でもある北見工業大学の高橋清教授から、他自治体の事例や取組みについて説明があり、参加者の皆さんは熱心に耳を傾けていました。



心よりお礼申し上げます

地域貢献に伴う感謝状贈呈式

12月14日、地域貢献活動として「国営総合農地防災事業 鶴居第1地区造成排水路」の堆積土砂除去作業を実施していただいた株式会社佐々木建設に対し、地域貢献感謝状を贈呈しました。

この地域貢献活動では、久著呂排水路の排水池に土砂が堆積したことにより、排水路機能が低下し、周辺の農地や環境に影響を与えていた部分について、相当数の土砂を除去していただきました。



日々の成果を出し切って

ソフトテニス・スケート中学生全道大会出場報告

12月17日、各競技の全道大会に出場する鶴居中学校のみなさんが大石村長を表敬訪問しました。

第40回北海道中学生団体対抗ソフトテニス大会、第6回北海道中学生シングルソフトテニス大会、第45回北海道インドアテニス選手権大会に出場する河合真宙さん（鶴居中1年）、田中晃生さん（同1年）、井上綾菜さん（同2年）、佐藤愛さん（同2年）、第49回北海道中学校スケート大会に出場する田原璃音さん（同3年）、田原空斗さん（同1年）が役場へ来庁し、全道大会への意気込みが語られました。



今年は何羽いたのでしょうか？

タンチョウクイズ抽選会

1月16日、鶴居村観光協会が主催するタンチョウクイズの抽選会が行われました。

このイベントは、タンチョウにちなんだクイズを実施することで全国に村をPRし、タンチョウ保護の啓発と村の観光振興と活性化を図ることを目的に毎年行われており、今年で32回目を数えます。クイズは、毎年12月に実施されるタンチョウの生息数の一斉調査において釧路管内で観測された数を予想し当てるもので、今年は、756羽のタンチョウが確認されました。

インターネットで全国から13,303名もの応募が集まった中、3名が正解し、厳正な抽選のもと岡山県の工藤貴恵さんがピットリ賞を獲得されました。また、このほか正解数に近い上位100名に各協賛企業より景品が贈られました。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、平成30年分の所得税・住民税(平成31年度分)の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月18日(月)から3月13日(水)です。
- 還付申告は3月15日(金)まで受付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人(400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。)

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封筒
- 収入や経費などを証明できる書類(源泉徴収票、収支内訳書、領収書など)
- 本人確認書類(マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の写し)
- 生命保険料や地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、医療費通知や領収書など各種控除に必要な書類(詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください)※医療費の領収書等は「医療を受けた人」「医療機関」ごとにまとめ、集計し、「医療費控除の明細書」に記載し、ご持参願います。
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 印鑑
- 国外居住親族に係る不要控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」

◇住民税の申告

- 平成31年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、平成30年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。
- 収入がなかった人で、村外の別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。

個人住宅用太陽光発電設備を設置されている方へ

住宅用太陽光発電設備を設置している方で、売電収入がある方については、所得税及び住民税の申告をしていただく必要がある場合があります。申告内容等については次のとおりです。

(例) 住宅用太陽光発電設備の取得額	①	4,000,000円
売電収入(年間)	②	400,000円
村からの太陽光発電設置補助金	③	500,000円
耐用年数17年(1年分の減価償却費)	(①-③) ÷ 17年 = ④	205,882円
太陽光売電所得(事業所得及び雑所得)	② - ④ =	194,118円

上記の場合は、所得が20万円以下となり所得税の確定申告は不要となりますが、**住民税の申告は収入があった場合は必ず必要**になります。

【お問合せ先】 役場企画財政課税務係 ☎ 64-2112 (課直通) 釧路税務署 ☎ 31-5100 (代表)

平成30年分 所得税
平成31年度 住民税

確定申告相談日程

月 日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月18日	月	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月19日	火			
2月20日	水	9:30 ~ 16:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
2月21日	木	9:30 ~ 16:00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月22日	金	9:30 ~ 16:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂
2月25日	月	9:30 ~ 16:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂 中幌呂下 支幌呂 茂幌呂
2月26日	火			
2月27日	水	9:30 ~ 16:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月28日	木	9:30 ~ 16:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
3月1日	金			
3月4日	月	—	—	—
3月5日	火	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中雪裡
3月6日	水	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	下雪裡
3月7日	木	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中久著呂 下久著呂
3月8日	金	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	地域指定なし
3月11日	月			
3月12日	火			
3月13日	水			

- ※ 対象地域の住民を優先し受付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。
- ※ 還付申告は2月1日(金)～3月15日(金)まで受付けています。
(上記日程以外は役場税務係窓口において受付けます。)
- ※ 役場2階会議室で受付している申告については、体が不自由な方等 2階に来られるのが困難な場合につきましては、1階で受付いたしますので、企画財政課窓口までお申し出をお願いいたします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
- などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ※

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

平成30年度村政懇談会の主な要望事項の補足説明

各地区の共通事項

(要望事項)

カラス・シカ・タンチョウ等による食害対策について

(検討結果)

平成29年度よりカラスの捕獲については、鶴居市街と支雪裡、下雪裡地区の3カ所に箱ワナを設置し、専任の捕獲管理人を1名雇用して対策強化を図っています。平成30年の4月から12月末までの捕獲数は653羽であり、前年度と同程度の実績となっており、今後も取り組みを継続していきます。

シカの対策については、平成30年4月から12月末までの捕獲数は895頭ですが、同年12月から支雪裡、中久著呂、下幌呂地区の3カ所に囲いワナを設置し、猟友会による狩猟と合わせて集団での捕獲にも取り組んでいます。

タンチョウによる食害対策は、例年同様に村鳥獣被害対策協議会による「追い払い事業」を地域の協力を得ながら継続して行うこととしています。

また、キツネのほか、平成30年度からは被害が増えているタヌキに対しても箱ワナによる捕獲をはじめとして、今後とも被害の軽減に努めていきます。

平成31年度以降も捕獲体制の強化を図ることとしており、他の自治体

の取り組みなどを参考としながら、一体的に野生鳥獣による被害対策の在り方を検討していきます。

(要望事項)

道道路肩の草刈回数を増やすことについて

(検討結果)

道道の路肩の草刈については、道路を管理する北海道では各路線年1回となっており、通学路付近やカーブ区間の交差点等は道路の見通しに応じて数回行われていますが、引き続き草刈りの回数を増やすことについて北海道に要請していきます。

また、歩道の草刈は、平成27年度から北海道と村が共同して北海道で年1回、村では年2回行っているところであり、今後も継続して実施します。

(要望事項)

道路の補修や舗装について

(検討結果)

各地区より道路の補修や舗装、改良等について多くの要望があります。村道については、限られた村の財源の中で村内全体での優先度を確保し、安全走行の確保と利便性の向上を図るため、引き続き適正な整備と維持管理に努めます。また、国道と道道に係る要望については、道路を管理する国や北海道に対して要請活動を行っていきます。

(要望事項)

道路脇の支障木の伐採や枝払いについて

(検討結果)

道路沿いの雑木等については、交通上の安全確保と本村の美しい景観を維持するため、関係機関と連携して適宜に伐採や枝払いに努めています。なお、道路敷地外の立木については、所有者の了承を得たうえで対応することとなります。

(要望事項)

道路除雪の適切な対応について

(検討結果)

大雪や暴風雪の際には、必要な除雪作業の従事者や車両機械の確保のために時間を要する場合もありますが、国道、道道、村道と連携して出来るだけ早期の除雪に努めています。なお、適切な除雪に心掛けていますが、家の出入り口における作業上の堆雪等については、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(要望事項)

災害時における家畜用水の確保について

(検討結果)

停電時における営農用水の対応としては、非常用発電機を配水施設に運んで接続し、給水機能を確認していますが、大地震等により水道施設や管路が破損して配水不能となった場合には、村と消防のタンク車によ

る車両運搬での給水方法となります。そのため、有効な手立てについて関係機関等と協議を行い、防災計画の中で検討することとしています。

(要望事項)

指定避難所のコミュニティセンターに非常用発電機の設置について

(検討結果)

村内7カ所にあるコミュニティセンターは、各地区の避難所に指定されています。災害等による停電発生時に備えるため、地域の意向を確認しながら、平成31年度から各地区コミュニティセンターに小型の非常用発電機を年次的に整備していきます。

(要望事項)

災害停電時における情報提供について

(検討結果)

村による村民の皆さんに対する防災情報の周知方法は、各世帯等に設置しているIP告知端末機での放送を基本としています。停電時に使用できるバッテリーの持つ時間は1時間40分ほどとなっています。平成31年度は、このIP告知端末機を含めたシステム全般の更新を行い、新しく携帯電話のスマートフォンでもIP告知放送の利用が可能となります。また、バッテリーの持つ時間は現在と同じとなります。

そのため、長時間に及ぶ災害停電の際には、従来同様に支援の必要な方に対する戸別訪問のほか、村・消防・警察等の車両による屋外広報といった手段になりますが、現在、効果的な周知方法について検討しています。

また、災害の規模や状況によって行政だけでは対応の限界がありますので、地域のコミュニティによる情報共有やお互いの助け合いといった共助による取り組みを進めていきたいと考えます。

(要望事項)

村民水泳プール解体後のプール施設の予定について

(検討結果)

村民水泳プールは、子ども・子育て支援施設の建設用地として解体しており、小学校の水泳授業や一般の水泳教室などは釧路市阿寒町の市営プールを利用しています。今後、ファミリースポーツセンターの老朽化による新総合体育館の建設を進める中で、村営プールの設置に関して協議を行うこととしています。

下久著呂連合会

(要望事項)

開八明渠の床上げの継続について

(検討結果)

開拓パイロット事業で整備された農地の明渠に係る床上げについては、平成27年度から多面的機能支払交付金事業を活用して実施しています。この事業計画期間は、平成31年

度までの5ヵ年となっていますので、平成31年度も継続して明渠の床上げに取り組みます。

(要望事項)

久著呂川の底さらい(浚渫)について

(検討結果)

今年度は、河川管理者である国及び北海道の事業によって久著呂川の約1kmの区間について底さらいが行われていますが、今後も農地の浸水被害を防ぐため、河川管理者に対して事業の継続を要請していきます。

(要望事項)

タンチョウ見学の外国人観光客によるゴミの散乱について

(検討結果)

主に外国人観光客がタンチョウを見学する際にゴミを辺りに散らかしていくことに対し、村のタンチョウ専門員が見回りをを行い、平成31年度に数か国語で表記した注意看板を設置します。

(要望事項)

エゾフクロウ撮影による道道の路上駐車規制について

(検討結果)

観光客等がエゾフクロウを撮影するため、どさんこ牧場付近の道道に大型バスなどが路上駐車しています。場所は見通しのきかないカーブ付近であり、交通安全を保つ必要があることから、警察に相談のうえ対応策を検討します。

茂雪裡自治会

(要望事項)

行政としてドローン導入の可能性について(畑のクマ・災害の確認等)

(検討結果)

近年ドローンは、災害時における捜索や救助活動、被害状況の調査をはじめ、観光PRや地域の状況把握などで活用が進んでいます。村としては、ドローンの有効性は高いものと考えていますが、活用できる場面や回数、操作や管理体制を考慮する必要がありますが、早期の導入は予定しておりませんが、他の実証効果を確認しながら判断したいと考えています。

(要望事項)

茂雪裡川下流の落差工にある魚道の清掃について

(検討結果)

茂雪裡川の下流にある落差工に魚道が設置されていますが、流木や枝などが堆積して魚の遡上をさまたげていることから、河川管理者である北海道に対して流木などの除去とといった対策を要請します。

(要望事項)

早朝・夜間のウォーキング・ランニング歩行者に対する交通安全啓発について

(検討結果)

暗い時間帯に道路でウォーキングやジョギングなどを行う歩行者に対し、交通事故を未然に防止するため、目立つ服装をしたり夜行反射材を身

につけるといった交通安全対策に努めるよう、IP告知放送や広報誌で啓発活動を行います。

鶴居市街自治会・中雪裡連合会

(要望事項)

道道釧路鶴居弟子屈線北斗坂の冬期対策による迂回路建設等の継続した要望について

(検討結果)

道路管理者である北海道では、新ルートでの事業化を検討しており予定地周辺の環境調査が継続して行われています。冬道の安全対策として、当面は融雪装置で対応することとしており、今後、融雪装置を1基増設して鶴居側と釧路側の坂に2基ずつの設置とする予定です。釧路市との調整も行われており、継続して早期の改善に向けた要望を行っていきます。

(要望事項)

若い世帯を中心とした自宅周辺の草刈りによる環境整備の啓蒙・啓発について

(検討結果)

村営住宅の入居者に対しては、入居の条件として住宅周辺の環境管理を位置付けていて、必要に応じて文書等による指導も行っています。今後、環境の維持を図るため、村で直接除草することを検討中であり、その場合には公平性を保つため、入居者に対し一定の負担を求めることも考えています。

（要望事項）

見通しの悪い交差点の安全対策について

（検討結果）

鶴居西7丁目にある塀に面した村道の交差点は、見通しが悪く安全対策を求められていましたが、平成30年12月に危険性の高い2カ所の交差点について、道路用地が狭いことからカーブミラーの設置による安全対策を講じています。

（要望事項）

桜の「てんぐ巣病」の拡大等を防ぐ対処と管理について

（検討結果）

鶴居市街地には、村植樹祭により平成25年度から毎年100本程度のエゾヤマザクラをプロムナードやサッカー場周辺などに植樹してきましたが、平成30年度からは植樹した桜の移植や捕植などの保育事業を行い延命措置に取り組んでいます。てんぐ巣病となった桜は、その枝を切り落とす対処となり、今後も景観維持のために継続的な管理に努めていきます。

（要望事項）

鶴居運動広場からサッカー場までウォーキング等もできる雪裡川河川敷の整備について

（検討結果）

雪裡川河川敷は、公園の目的として整備されておらず、川岸の堤防にある道路も河川管理用の目的とされています。管理者は北海道となりますが、平成30年度に村で環境整備の

ために立木の一部を伐採しています。今後、ウォーキング事業としての計画などがあれば、北海道に対して要請を行いたいと考えます。

（要望事項）

鶴居運動広場の人道橋における音響設備の修理について

（検討結果）

現在、故障のために音楽が流れておらず、修理をする場合には相当の金額を要します。通年における利用状況等を考慮した結果、通行の際に音楽が流れるメロディ装置は撤去することとし、新たに夜間における安全な通行を確保するための外灯の設置について、平成31年度に行うこととしています。

（要望事項）

道道の花壇及び植樹帯の管理に係る自治会・北海道・村の役割りの協議（確認）について

（検討結果）

道道53号線の植樹帯と花壇には、毎年、鶴居市街自治会によるパンジーなどの植込み作業が行われ、美しい景観づくりがされています。村では、平成31年度から美しい村づくりのために環境整備に取り組む自治会・農事組合に対し、新しい助成金を交付することを検討しています。また、植樹帯と花壇の管理に係るそれぞれ役割りについては、今後、北海道に確認することとしています。

（要望事項）

セイコーマート交差点付近に大型

車両の路上駐車による交通安全対策について

（検討結果）

セイコーマート前の道道53号線は交通量も多く、道路上に大型車両等が駐車された際には見通しがきかなくなり、とても危険な状態となります。今後、有効な対策について警察と協議を行い、合わせて、鶴居中学校前からセイコーマート付近までは駐車禁止となっておりませんので、駐車禁止の規制区間となるように要請していきます。

（要望事項）

通学等に係る横断歩道の設置について

（検討結果）

横断歩道を設置する場合は、要件として、信号機のある交差点の道路、交通量や歩行者の多い場所、沿道に商店や公共施設等がある場所、学校に通じる場所といった基準があり、警察の許可を必要とされています。近年、中雪裡西地区では住宅建築が進んで小・中学生の人数が増えていますので、通学上の安全確保に資するため、道道及び村道の必要箇所横断歩道を設置することについて警察と協議を行います。

中久著呂地区

（要望事項）

久著呂川の河岸洗堀による草地の護岸整備について

（検討結果）

河川管理者の北海道により現地の

状況確認は行われていますが、道内全域で河川対策の件数が多いことから工事予算の確保が難しい状況になっています。村としては、引き続き早期着工に向けて要請していきます。

（要望事項）

村営鶴居牧野における預託頭数の制限廃止について

（検討結果）

村営鶴居牧野の放牧期間は、牧草の生育状況を踏まえて例年5月中旬から10月下旬頃までとなっております。傾斜地や谷地の多い場所による安全面の確保や管理人の人員体制等を考慮しながら最大限の頭数を受け入れています。

昨年の預託頭数の実績は268頭となっておりますが、酪農経営の規模拡大などから年々その数は増加傾向にあり、今後もさらに増えていくことが予想されることから、預託頭数の制限については可能な範囲で最善の努力を講じていきます。

（要望事項）

ヒグマ捕獲用の箱ワナ設置について

（検討結果）

ヒグマは保護対象の動物であり捕獲には許可が必要なため、北海道と連携を図りながら被害対策に努めています。現在、村内の5カ所に箱ワナを設置していますが、平成31年度において中久著呂地区の要望個所に対し、ヒグマ捕獲用の箱ワナを設置する予定としています。

（要望事項）

中学校の部活顧問に競技に精通した先生の配置について

（検討結果）

毎年のように本村の児童生徒達が部活動等で全道・全国大会に出場して活躍をみせています。中学校では、各教科の教員免許を所有する教諭の配置に努めています。更に部活動で競技に精通する専門の先生を確保することは難しく、外部指導者の確保に取り組んでいます。また、国及び北海道の方針により先生達の時間外勤務を縮減させていく必要がありますが、人事異動等で教職員を配置する際には考慮していきたいと考えます。

（要望事項）

新総合体育館等に陸上用直線コースの整備について

（検討結果）

新総合体育館の建設は、平成31年度に基本設計を行い、平成32年度より建設工事をはじめ、平成33年度中の供用開始を計画しています。現段階では、ファミリースポーツセンターと同等の規模とし、競技場のほか、会議室、コミュニティスペース、シャワー室、ランニングコースなどの整備を考えています。室内に陸上用の直線コースとして長い距離を確保することは難しいものと思われるですが、検討していきます。

支雪裡連合会

（要望事項）

コミュニティセンター水道水（水源地）の安全性について

（検討結果）

支雪裡コミュニティセンターの水道水は、施設の上側に水源地があり、平成29年度から水質検査を実施しています。水源地は、コンクリート製で構造や設備の老朽化が進んでいますが、水質に問題は無く安全性が認められること、また、必要な給水量が確保できていることから、当面は現状のまま使用していきます。

（要望事項）

コミュニティセンター入口看板の写真修復等について

（検討結果）

支雪裡コミュニティセンターの入口看板は、ふるさと支雪裡会からの寄附を活用して設置されています。看板南側に使用されている写真の修復については、ふるさと支雪裡会に確認の上、平成31年度に村で修復を行います。

なお、支雪裡入口の看板における揭示面の修復については、看板を管理する地域で対応をお願いします。

（要望事項）

鶴居村産地ワインの村民還元について

（検討結果）

鶴居村産地ワインの「クロヌルーージュ」は、ふれあい農園で栽培に取り組んできて平成28年に完成しました。ワインは、ぶどうを収穫した年の一年後に製品化され、本年度は279本の製造となりましたが、その内のおよそ半数を村民向けに一

般販売しました。また、平成30年はぶどうの収穫量が多かったことから、来年度も一定程度の製品化が見込まれ、村民に広く還元することを予定しています。

下幌呂自治会

（要望事項）

長期災害停電時のメーリングリスト作成による緊急情報の発信について

（検討結果）

村でメーリングリストによる情報発信については、専用システムの整備や個人情報管理の関係などから難しいものと判断されます。なお、平成31年度にIP告知端末機等を更新するにあたり、携帯電話のスマートフォンでもIP告知放送を利用できる予定としており、情報発信の充実に努めていきます。

（要望事項）

災害時対応の住民定着に向けたIP告知放送・広報等による定期的な周知について

（検討結果）

平成30年度の防災啓発の取組みとしては、村内の避難所をはじめ、土砂災害の危険箇所、河川の氾濫想定範囲、簡易的な防災マニュアルなどを掲載した防災ハザードマップを作成し、村内全戸や事業所などに配布します。

災害発生時において住民の皆さんのスムーズな避難や対応を図るため、今後、IP告知放送や広報誌な

どによって定期的に防災情報の発信を行っていきます。

（要望事項）

避難所施設に暖房機器等に対する非常用コンセントの設備について

（検討結果）

下幌呂コミュニティセンターは指定避難所になっていますが、非常用コンセントを設備し、施設全体の使用電力を充たすためには大型の発電機が必要となります。大型の発電機については、置く場所や配電の設備が必要となるので難しいものと判断しています。停電災害時の際には、引き続き現在施設に備蓄している小型の非常用発電機2台による対応となります。

（要望事項）

子ども・子育て支援複合施設の建設による保育施設の統合予定と通園等について

（検討結果）

村では、老朽化が進んだ鶴居保育園を解体し、同場所に「子ども・子育て支援複合施設」の建設を進めています。この新施設には、保育園機能をはじめ、学童保育や子育て支援センター機能の整備を予定しております。完成は平成32年度を計画しています。

また、新施設には給食機能を設ける予定であり、有識者や知見を持った関係者と協議を図りながら、園児に対して給食を提供する方向で検討を進めています。

今後、村広報誌に新施設の概要を掲載し、広く村民の皆さんに周知す

ることを予定しています。

現在、村内には2つの保育園があり、下幌呂地区は幌呂保育園の入園区域となっています。保育園の統合等の議論は、地域の合意形成のもとで進められるべきものと考えられます。

(要望事項)

私有地の寄附による村道としての舗装について

(検討結果)

村道に認定する場合として、道路の幅員が3m以上であり、排水機能や行き止まりの場合はUターンのできる箇所を確保するなど、一定の条件を充たす必要があります。まず、村道認定のための必要な敷地の確保などについて協議を進め、舗装化については村道認定後に検討することとします。

(要望事項)

釧路湿原展望台駐車場で行われる暴走行為の規制とタイヤ痕の清掃について

(検討結果)

鶴居側の釧路湿原展望台駐車場において夏季の夜中を中心に車両の暴走行為が行われています。一般通行車両に危険を及ぼすほか、付近住民への騒音問題、タイヤ痕による景観等への悪影響も発生しています。引き続き、釧路警察署による取締りの強化と駐車場の管理者である北海道に対応策を要請していきます。

下雪裡連合会

(要望事項)

道道53号線わき防雪柵の新型化について

(検討結果)

農作業トラクターの移動等による道道の見通しを確保する対策として、折りたたみ式防雪柵の設置については、費用が高額となり予算の関係から難しく、また、カーブミラーの設置については、確認範囲が狭くなるといった安全上の問題があります。引き続き、有効な方法について道路管理者の北海道と協議を行っていきます。

(要望事項)

北4線に防雪柵の設置と側溝整備について

(検討結果)

村道の防雪柵は、雪の吹溜りや交通量の状況等を調査の上、計画的に各路線の必要な個所に設置しています。当該箇所については、平成31年度以降の設置を予定しています。また、側溝整備については、多面的機能支払交付金事業を活用して行うことを検討しています。

(要望事項)

下雪裡三叉路の駐車場に街灯の設置について

(検討結果)

タンチョウを撮影するカメラマンなどが駐車しており、近隣の鶴見台駐車場には街灯が設置されていることから、引き続き駐車場を管理する北海道に要請します。

(要望事項)

2号幹線明渠へのアシベツ川からの流入対策の継続について

農地防災事業完了後の排水路の維持管理について

国営農地造成による利用不能地の対応について

(検討結果)

上記3件に係わっては、平成29年度に地域懇談会を2回開催し、国土交通省や環境省の関係職員なども出席して対策協議を行ったところであります。今後も国や道と連携のもとで地域の意向を踏まえた協議を重ねながら、多面的機能支払交付金事業を活用して対応を図るなど、早期解消に向けた対策を検討していきます。

(要望事項)

タンチョウに関する看板の補修等について

(検討結果)

鶴居見台のほか、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの給餌場や各撮影箇所などにタンチョウに関する看板が設置されていますが、外国人観光客への対応を考慮しながら、随時補修等を行っていきます。

(要望事項)

合併処理浄化槽経費と下水道料金の均衡化について

(検討結果)

村では、合併処理浄化槽維持経費の負担軽減を図るため、し尿及び汚泥処理手数料の一部を負担しています。今後、農業集落排水処理施設の新朽化を見据えた施設や機器等の更新を図る計画であり、その際に下水道料金の適正となる金額について判断していく予定としています。

上幌呂連合会

(要望事項)

上幌呂地域体育センター屋根の塗装と使用禁止トイレの撤去と転用について

(検討結果)

上幌呂地域体育センターは、昭和57年の建設から37年が経過し、屋根の塗装が剥がれてきていますが、村内には体育施設が8カ所あり、他も同様に老朽化が進んでいるため、優先順位を考慮しながら塗装の時期を検討します。

また、現在、使用禁止のトイレは、施設の構造と費用の面から、撤去して別の部屋などに転用することは難しいものと判断しています。

(要望事項)

上幌呂コミュニティセンター障がい者用トイレのウォッシュレット化について

(検討結果)

障がい者用トイレのウォッシュレット化は、各地区コミュニティセンターをはじめとする村内のほとんどの公共施設において未整備となっていますが、利用頻度や必要性を確認し、計画的な整備を検討します。

(要望事項)

北斗霊園出入における道道53号線の安全対策について

(検討結果)

北斗霊園の出入口付近は、カーブ

と坂の見通しが狭い箇所となつてい
るため、釧路市からも安全対策が求
められています。北斗霊園に出入り
する車両の数は時期によって増減し
ますが、危険性の高い釧路市方向か
らの右折専用レーンの設置や出入口
にカーブミラーを設置するなど、道
路管理者の北海道に要請していきま
す。

(要望事項)

融雪時等における住宅の浸水対策
について

(検討結果)

対象住宅の浸水被害は、道路の横
断管や排水溝が凍結して詰まること
が主な原因となつていきますので、道
路管理者の北海道に要請し、対応策
を協議します。

(要望事項)

上幌呂共同墓地の放置された墓の
無縁仏による供養(合祀墓)につい
て

(検討結果)

村内の共同墓地は、村で使用許可
を行っていますが、墓の移動などは
親族等の意向によって行われるもの
であり、また、放置された墓におけ
る親族の特定も難しいことから、無
縁仏による供養は困難と考えていま
す。

中幌呂下農事組合

(要望事項)

道道沿線「桜並木」の雑木処理等
による環境整備について

(検討結果)

道道沿線の雑木の処理は、道路の
支障木扱いとなり、道路管理者の北
海道に要請します。また、電線にか
かる場合は、北海道電力で対応する
こととなります。

(要望事項)

幌呂川の護岸工事について

(検討結果)

北海道により平成30年6月に河岸
洗堀の状況が確認されています。幌
呂川は1級河川であり、国と北海道
による河川管理の調整が必要となり
ますが、護岸工事の早期施工につい
て要請しています。

幌呂市街自治会

(要望事項)

長時間停電に対応するソーラーパ
ネル付き街灯の整備について

(検討結果)

ソーラーパネルによる道路街灯に
ついては、停電災害時の対応や省エ
ネルギー化に資するための調査を含
め、今後検討していきます。

(要望事項)

通学路に落雪等する危険な空き家
対策について

(検討結果)

空き家対策として、倒壊の危険性
のある家屋等は行政による強制執行
の対象とされていますが、当該家屋
は倒壊の危険性が低いため、周囲に
影響を及ぼす事実として落雪等の状
況を確認のうえ、必要に応じて所有

者に対する注意喚起の行政指導等を
行うことについて検討することとし
ます。

幌呂連合会

(要望事項)

幌呂共同墓地における墓石付近の
舗装道路の拡幅と無縁物故者供養塔
の周囲整備について

(検討結果)

墓石付近の舗装道路の拡幅につい
ては、除雪作業の際における安全確
保が主な目的であるため、スノー
ポールによる目印の設置など、有効
な方法を検討します。また、無縁物
故者供養塔の周囲整備については、
急傾斜の場所であり、現地に沿った
整備方法を検討します。

(要望事項)

幌呂農村環境改善センター内に
チーズづくり専用スペースの増設に
ついて

(検討結果)

地域の女性部によるチーズづくり
は、幌呂老人寿の家調理室を使つて
行われていますが、幌呂農村環境改
善センターに専用スペースの設置に
ついては、詳しくチーズづくりの内
容と作業上の問題点等を確認のう
え、施設の有効利用を踏まえながら、
今後協議を進めていきたいと考えま
す。

(要望事項)

戸数及び地域人口が減少の農事組
合等に対する活動助成金の増減につ

いて

(検討結果)

現行の自治会農事組合等育成交付
金は、各地区の戸数の数に応じて算
出しています。自治会・農事組合に
よる活動の維持に資するため、地域
の戸数や人口が減少しても一定額の
交付金を確保していきたいと考えま
す。

(要望事項)

幌呂共同墓地管理委託料の見直し
について

(検討結果)

墓地に設置してある仮設トイレの
段差解消等が主な目的のため、平成
31年度において村で対応することと
し、管理委託料の見直しは予定して
いません。

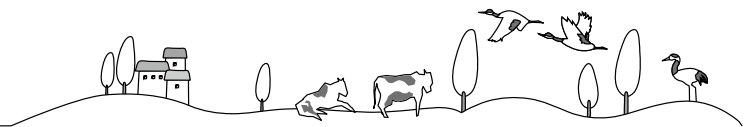
(要望事項)

酪楽館チーズづくり体験の移住体
験住宅利用者といった道外優先枠と
有効な活用について

(検討結果)

酪楽館の加工体験は、チーズ、ア
イスクリーム、ソーセージなど肉製
品づくりの3種類であり、利用は3
名以上のグループが前提となってい
ます。申込みは、準備の都合等から、
毎月1日に翌月分の利用について順
番に電話で受け付けています。一日
の利用できる人数に制限があり、村
民の利用を確保する必要もあります
が、観光面をはじめ、移住体験や農
業体験などと連携した対応につい
て、今後協議を進めたいと考えます。

役場からのお知らせ



村新規採用職員の紹介

これから村職員の一人として、一生懸命頑張りますので、よろしく願います。



小川 優奈
保健福祉課
主任保健士

下幌呂に新しく信号機が設置されました

この度、下幌呂地区の道道釧路鶴居弟子屈線に新しく横断歩道が設置されました。

設置場所は、セイコーマート幌呂店の駐車場入口付近で、押しボタン式の信号機となります。



付近を通行される際は、交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。

北方領土の日特別啓発期間について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道では、北方領土返還要求に係る国民世論の高揚を図るため、毎年1月21日から2月20日までを「北方領土の日」特別啓発期間として、重点的な返還要求運動を実施しています。

本村でも、役場庁舎とふるさと情報館に署名コーナーを設置していますので、ご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

役場総務課

☎ 64-2111

林地台帳制度がスタートします

平成28年4月の森林法一部改正により創設された林地台帳制度が、4月から運用開始となります。林地台帳は、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。

○林地台帳の目的
情報の修正・更新を適切に行うこと

により所有者情報の精度が向上し、森林組合や林業事業体が森林の所有者に関する情報をワンストップで入手でき、効率的な森林整備が行えるようになります。

○林地台帳の運用

〈公表〉

申請により、林地台帳及び地図の閲覧（所有者情報除く）ができます。

〈情報提供〉

当該森林の森林又は土地の所有者、隣接する森林の所有者、道内で森林経営計画の認定を受けている者は、申出により、所有者情報を含む情報提供を受けることができます。

〈修正〉

所有者本人は、台帳情報の修正申出を行うことができます。

○その他

林地台帳及び地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。また、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません。

【お問合せ先】

役場産業振興課林政係

☎ 64-2114

確定申告について

いつでもどこでもスマホで申告！

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」

では、給与所得（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。さらに、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードだけで、e-tax（電子申告）で申告できます。IDとパスワードの発行を希望される方は、本人の確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、所轄の税務署にお越しください。

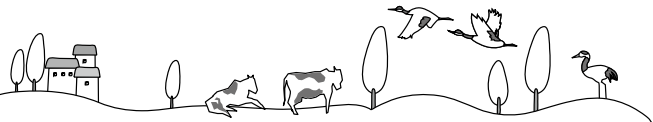
確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病气やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ④ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる



場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、役場企画財政課税務係にお尋ねください。

納期限と納付方法について

所得税及び復興特別所得税の納期限は、平成31年3月15日(金)です。次のいずれかの方法で納期限までに納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」をご覧ください。

■振替納税

振替日（平成31年4月22日(月)）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。

※振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成31年3月15日(金)までに提出してください。

■電子納税

自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。

■クレジットカード納付

インターネットを利用して専用のweb画面から納付できます。

■QRコードによるコンビニエンスストア納付

ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※納付できる金額は30万円までです。

■窓口納付

現金に納付書を添えて、納期限（平成31年3月15日(金)）までに金融機関（日本銀行蔵入代理店）又は所轄税務署で納付してください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に記載してください。

なお、振込先の預貯金口座は、申告書ご本人名義のもの（氏名のみのお口座）をご利用ください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

12月鶴居村議会定例会

12月鶴居村議会定例会が12月12日から13日までの会期で開かれました。今回の議会では、条例や補正予算など13件の議案等が提出され、すべて原案どおり可決・認定されました。主な議案等について紹介します。

条例

鶴居村図書館条例の制定

図書、記録その他図書館機能上必要な資料を収集・整理・保存して一般の利用に供し、その教養・調査・研究及びレクリエーション等に資することを目的として、鶴居村図書館を設置することとしました。

予算

平成30年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ5,189万9千円を増額し、総額50億3,308万円としました。

主な内容は、次のとおりです。

〈歳出〉

▽インバウンド推進事業関連経費	594千円
▽地域交流施設（仮称）コンセプトデザイン作成委託	1,836千円
▽ふるさと納税関連経費	4,235千円
▽下幌呂小学校暖房機設置工事経費	1,533千円
▽幌呂小学校開校100周年記念事業補助金	300千円
▽図書館案内看板製作委託	2,739千円



鶴居消防出初式

1月5日(土)、平成31年鶴居消防出初式が鶴居村総合センターにて執り行われました。

式に先立ち、松井団長より昇格団員及び新入団員に辞令交付が行われました。また、新入団員の西村団員は「村民の奉仕者として誠実、公平に職務を遂行します」と宣誓し、消防団員としての第一歩を踏み出しました。

出初式では消防職団員と来賓合わせて約80名が出席し、新たに副団長となった成田副団長指揮のもと部隊行動や消防車両の整備状況を確認する特別点検が実施されました。

続いて北海道定例勤続表彰（知事表彰）、日本消防協会定例表彰などの表彰伝達式が行われました。式に出席した消防職団員は新たな気持ちで防災活動をスタートさせました。



松井団長に宣誓する西村団員



成田副団長 指揮による特別点検



日本消防協会 精績章を授与された小野寺副団長



大石村長による祝辞

遠藤 諭 さん 春の叙勲「瑞宝単光章」を受章

平成30年秋の叙勲において、永く鶴居消防団の幹部として消防力の充実と発展に寄与するとともに鶴居村の防災に尽力された功績が認められ、元鶴居消防団分団長の遠藤諭さんが瑞宝単光章を受章されました。

遠藤さんは昭和50年4月に鶴居消防団に入団以来、酪農業を営むかたわら消防団活動に邁進され、平成11年には第4分団長に就任し、平成24年3月に勇退されるまで37年余の永きにわたり、地域防災のリーダーとして消防の最前線で活躍されました。

叙勲の伝達式は、平成30年12月21日に鶴居村役場で行われ消防関係者が見守るなか、大石村長から勲記、勲章が遠藤さんに手渡されました。



消防力の充実強化に! トランシーバーの配備

平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

消防では、石油貯蔵施設立地対策等交付金によりデジタル簡易無線（トランシーバー）を配備しました。この交付金は、石油貯蔵施設（石油コンビナート等）の災害に対応するために、北海道より石油貯蔵施設を持つ周辺の地域防災力の向上を図る目的として交付されるものです。

大規模災害時における消防団の対応力を強化するためトランシーバーを配備し、充実を図るとともに災害時における情報の共有と情報伝達の正確性、迅速性が向上し、地域防災力の充実強化が期待されます。



平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度)がスタートします

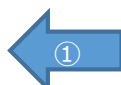
適切に経営管理
を実施してい
ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



森林所有者



①
意向を
確認



②
経営管理
を
委託



市町村

林業経営に
適した森林



③
経営管理
を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が管理



お問い合わせ先

農林水産省林野庁計画課

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

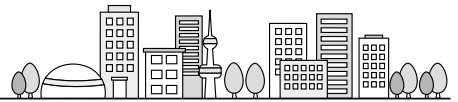
または

役場産業振興課林政係 ☎ 64-2114

まで



官公庁などからのお知らせ



「個別労働紛争解決セミナー」が開催されます

雇用形態の多様化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）といえます。）が多くなっています。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務ご担当者を対象に、労働時間管理・ハラスメント・有機労働契約等に係るトラブルの未然防止、紛争解決への取組支援について、多数の個別労働紛争の解決に携わってこられた北海道労働委員会のあつせん委員による講演のほか、労働関係法令の解説、個別労働紛争に係るADR制度・機関の情報の提供を行います。

個別労働紛争のトラブルを防止するために是非ご参加ください。

(1)日時

平成31年2月1日(金)

午後1時30分～3時30分

(2)場所

札幌第一合同庁舎2階講堂

(3)定員 150名(先着順)

(4)参加費 無料

(5)申込方法

左記URLから本セミナーのリーフレットを印刷の上、FAXでお申込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

【お問合せ先】

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
☎011-709-12311
(内線 3577)

平成31年度4月公共職業訓練受講生募集について

(1)募集科目及び定員

建設荷役車両運転科 20名

ビジネスワーク科 15名

(2)応募対象

ハローワークに求職の登録をしている方

(3)申込受付期間

平成31年2月1日(金)～

平成31年3月1日(金)

(4)見学会日程

平成31年2月15日(金)

平成31年2月22日(金)

(5)選考日

平成31年3月7日(木)

6 訓練期間

平成31年4月3日(水)～

平成31年9月27日(金)

(7)費用

2万円程度(テキスト代)

【お問合せ先】

ハローワーク釧路

☎41-1201

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ば

く露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

【お問合せ先】

北海道労働局

☎011-709-12311

釧路労働基準監督署

☎42-9711

重度後遺障害者となられた方へ介護料支給

(1)対象者

自動車(バイクを含む)事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方(自損、他損、時期は問いません)。

(2)支給額

後遺障害の程度や介護サ

ビス、介護用品の購入などに応じて、月額29,290円から136,880円の範囲で支給。

(3)注意

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、総合支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

【お問合せ先】

自動車事故対策機構釧路支所

☎32-7021

交通遺児友の会

(1)対象者

- ・自動車事故により、保護者等が亡くなったり、重い後遺症が残った方の義務教育終了前の児童の方
- ・(公財)交通遺児等育成基金が行う交通遺児育成基金事業に加入されている方
- ・右記の方と同居されているご家族(年齢不問)

(2)会費

無料

(3)活動内容

子どもたちやご家族の楽しい思い出作りができるような日帰りや泊りがけのレクリエーション活動

(4)その他

義務教育終了前の交通遺児

等に対して、育成資金の無利子貸付も行っています。

【お問合せ先】

自動車事故対策機構釧路支所

☎32-7021

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

自動車税納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所に連絡いただくか、道税ホームページから住所変更手続きが可能です。

【お問合せ先】

札幌道税事務所自動車税部

☎011-746-1197

道税ホームページ

<http://www.prefhokkaido.jp/su/zin/address/index.htm>

平成30年度 赤ちゃんとおふれあい体験学習を開催しました 鶴居、幌呂中学校

このほど村内の親子にご協力いただき、平成30年度赤ちゃんとおふれあい体験学習事業を行いました。

村では赤ちゃんとおふれあう機会の少なくなった思春期の中学生を対象に、赤ちゃんや赤ちゃんの親とのふれあいを通して「親になることの責任」、「赤ちゃんのかわいらしさ」、「生命の尊さ」を肌で感じ取ってもらいたいと考え、鶴居、幌呂中学校では毎年、幌呂中学校では隔年に赤ちゃんとおふれあい体験学習を開催しています。この事業では赤ちゃんとおふれあう他に、釧路赤十字病院の助産師を講師に招き、いのちの誕生、受精から出産、性感染症についてのお話を聞き、自分を大切に生きること、人を大切にすることを生徒たちは学びました。

それでは、赤ちゃんとおふれあい体験前後に生徒に実施したアンケートの集計から一部をご紹介します。

アンケート結果

・(*) : 5%水準で有意差あり
・事前アンケート3名、事後アンケート1名、回答なし

赤ちゃんを育てることについてどう思いますか？(重複回答)

	体験前(人)	体験後(人)
大変そう	30	31
つらそう	7	9
忙しそう	24	23
めんどろそう	2	1
自由な時間がない	11	13
楽しそう	16	20
幸せそう	16	24
すばらしい	10	15

親のイメージは？(重複回答)

	体験前(人)	体験後(人)
口うるさい	16	14
わずらわしい	3	2
厳しい	10	6
威厳がある	5	5
ありがたい	19	26
頼りになる	16	20
安心感がある	14	23
その他	3	1

赤ちゃんとおふれあい体験学習は楽しみか。
ふれあい体験をして良かったか。(*)

	体験前(人)	体験後(人)
はい	21	34
わからない	8	1
いいえ	4	0



中学生の感想

【赤ちゃんとおふれあいや助産師さんの話で感じたこと】

●僕たちの命が生まれてくるということは、とても数少ない確率の中のひとつなのだと思えて実感することができた。なので、お互いかけがえない人間なので、思いやりの気持ちを持ち、また僕を産みこころまで成長させてくれた両親これからも苦労を掛けるかもしれないが感謝の気持ちを伝えたい。

【赤ちゃんとおふれあいで感じたこと】

●ふれあいで命のすばらしさ、尊さを改めて感じた。また子育てにおいて成長していく子どもを見守ることのできる幸福さやすばらしさを学んだ。

●すごく元気でオムツ替えのときも足を動かしていたりして、とても大変そうと思った。赤ちゃんを実際に触ってみると、とても柔らかくて、自分に向かって笑ってくれると、とてもうれしかったから、育児はすごく大変だと思うけど、幸せなんだなと思った。

●赤ちゃんはとてもかわいいと感じた。一人ひとりに違う印象を感じた。赤ちゃんのおむつ替えや、泣いているところを見て、この他にも、まだやってあげないといけないことが多くあると思うと、育てている親の大変さが分かってすごいと感じた。

【赤ちゃん、お母さん、お父さんへのメッセージ】

●お母さん方を見てみると、子どもへの深い愛情が伝わってきました。今回学んだことは将来絶対に役立てたいと思います。本当にありがとうございました。

●今日は貴重な体験をさせていただきありがとうございました。実際にやってみると大変だったり、楽しかったりしました。今後、自分にも子どもができれば、今回の経験を生かしていきたいです。

●おいそがしい中、体験に参加していただきありがとうございました。とても良い体験ができ楽しかったです。育児に家事、で毎日がとても忙しいと思います。そんな中でも笑顔を保ちやすさや幸せそうにしているお母さん方を見て本当に尊敬しました。本当にありがとうございました。

協力してくれたお母さんの感想や 中学生へのメッセージ

【中学生の姿を見て、どのように感じましたか。】

- みんな赤ちゃんに興味を持ってくれて、かわいがって遊んでくれて良かったです。
- まじめに取り組んでいて良かったと思います。
- 子どもをあやしてくれたり、可愛がってくれて嬉しかった。
- 赤ちゃんの行動を真剣に観察してくれました。赤ちゃんの接し方もとても上手でした。

【中学生へのメッセージ、事業についての感想等】

- 小さい命を守って育てていくことは大変ですが、責任がありやりがいを感じ、幸せな日々です。将来の子育てで思い出してもらえたら嬉しいです。
- 皆さんが今日の体験をこれからの生活のどこかで役立てることがあればいいなと思います。私たちも今日のような体験をすることはあまりないことなので、とても為になりました。

新刊案内

鶴居村ふるさと情報館みなくる図書室だより

蔵書点検による休館について

みなくる図書室は、2/20(水)～2/26(火)まで蔵書点検のため休館します。期間中の返却は東側入口左にある「返却ポスト」をご利用ください。※CD・DVD・ビデオテープは返却が遅れても構いませんので、絶対に返却ポストへは入れないでください。破損の原因となります。

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……2/20(水)～26(火)まで蔵書点検のため休館します。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】

2週間(1人10冊まで)

【CD・VTR・DVD】

1週間(CD3点、VTR2点、DVD1点まで)

紹介している本は1/30(水)から利用できます。

いのちの値段 医療と費用を巡る50の物語



読売新聞医療部 著
医療と医療費を巡る現場には、現代社会の歪みが凝縮される。いのちと患者が生きるための費用を巡る問題に、現代社会の歪みや格差が現われる。市井の患者たち50人がその人生を語る。

家をセルフでビルドしたい



阪口克 著
自分の家を自分で建てる。大工経験ゼロで無謀な夢へ突進した、アラフォーカメラマンの6年にわたる悪戦苦闘セルフビルドの記録。定点観測写真、嫁のひとりごと、建築費用も掲載。

芙蓉の干城



松井今朝子 著
日中戦争の足音迫る、昭和8年東京。歌舞伎の殿堂に現われた右翼結社の大幹部と芸妓が惨殺。江戸歌舞伎作者の末裔で、切れ者の大学講師・桜木治郎が、怪事件の謎に挑む!

むこう岸



安田夏菜 著
有名進学校の授業についていけず、公立中学に転校した少年と、父を亡くし、生活保護を受けて暮らす少女。2人が直面する、「貧しさゆえに機会を奪われる」ことの不条理…。中3の少年と少女は、いかに貧困に立ち向かうのか。

小学生になったら図鑑



長谷川康男 監修
小学校の入学前後の子どもが知っておくと小学校生活を安心して送ることができる知識や、生活から生まれる興味・疑問・悩みなど、全366項目を写真やイラストで解説します。親向けアドバイスも掲載。

とろとつ



内田麟太郎 文
西村繁男 絵
走ってきた一台のトロッコでんしゃ。「のりますよ、のりますよ。こどももこぞうものりますよ」「どうぞどうぞ。どなたもどうぞでんしゃです」。随所にことばあそびを散りばめながら、いきつもとどろつ、何度も楽しめる絵本。

ご紹介します

(3歳児歯科表彰虫歯のない子)

このほど行われた3歳児検診で「虫歯のない子」として表彰されたお子さんです。



児島 ^{いと} 綸ちゃん
(下幌呂)



伊藤 佑真くん
(支雪裡)



粕谷 琴音ちゃん
(鶴居市街)



伊藤 ^{みさき} 充咲ちゃん
(支雪裡)

2月の自然観察会



●釧路湿原フィールドウォッチング

【日 時】 2月9日(土) 午前10時～12時

【内 容】 スノーシューを使用して雪のフィールドを散策しながら釧路湿原の自然や遺跡を観察します。

【定 員】 10名

【参加費】 無料

【集合・申込・問合先】

塘路湖エコミュージアムセンター

(☎015-487-3003)

●歩くスキーで湿原ハイク

【日 時】 2月10日(日) 午前10時～12時

【内 容】 雪の積もった湿原と周辺の森を歩くスキーで楽しめます。

【定 員】 15名

【参加費】 無料

【集合・申込・問合先】

湿根内ビジターセンター (☎65-2323)

寄 付

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

《通常分》

鶴居市街 錠者 弘子 様
金200,000円

下幌呂陶遊会一同 様
金5,233円

・正面玄関花壇の植栽のために
医療法人社団 あさひ会
あさの皮フ科クリニック
理事長 浅野 一弘 様
金50,000円

《ふるさと納税分》

二宮 康司 様、堀田 博美 様、松久 正 様
那須 正 様、安原 良馬 様、大門 誠 様
鈴木 浩 様、荒尾 純平 様、山岸 義和 様
仲田 功 様、片山 隆治 様、坂本 達也 様
村上美紀子 様、佐藤 稔 様、歌丸 敦子 様
栗原 繁明 様、鈴木 幸仁 様、速水敬一郎 様
佐藤 厚子 様、荒川 公一 様、山口 喜正 様
坂口 雅治 様、石岡 透 様、深澤 勝則 様
青木由美子 様、鈴木 光昭 様

●12月寄付実績

376件 4,535千円



鶴居文芸

凍原社1月句
(俳句)

初春の雲なき空に夕日落つ	人生の山また登る初日の出	年来る踏み出す一步歴史なり	チャイム鳴るもまだ暮れ残る寒の底	又ひとつ齡重ねる今朝の春	冬満月おおらかに山離れたり	凍て鶴の脚替えてまた凍ててをり
恒子	紀代子	和子	春夢子	ちえこ	水脈	ミヤノ

タンチョウ自然専門員のお仕事

鶴居村教育委員会 教育課生涯学習係 タンチョウ自然専門員 音成 邦仁
TEL:64-2050 FAX:64-2900 E-mail:kunihito_otonari@vill.tsurui.lg.jp

第3回鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議

12月20日に、3回目となる鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議（以降推進会議）を開催しましたのでご報告します。

推進会議では、あらかじめ会議の議題や進め方を協議する会議運営部会（委員6名と事務局2名で構成）を設置しました。委員の人数が多いことから、推進会議で効率よく協議が進むよう準備することがこの部会の役目です。第3回推進会議では、主にタンチョウ鶴居モデルの理念と、タンチョウとの共生のあり方の将来像について協議することになりました。

タンチョウ鶴居モデルの理念は、懸案事項の解消や課題の解決に向けた具体的な活動を進めるうえで、その根本となる考えです。10月に開催した第2回推進会議では、会議運営部会から提示された素案をもとに委員それぞれの立場から活発な意見が交わされ、大変有意義な協議になりました。それらの意見をもとに会議運営部会で修正案を作成し、第3回推進会議で再度協議のうえ決定に至りました。決定した理念は下記のとおりです。

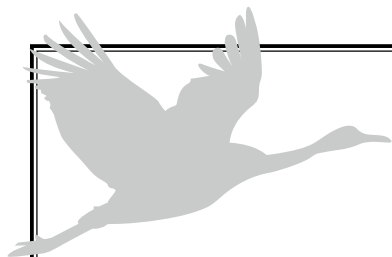
タンチョウ鶴居モデルの理念

鶴居村に関わるすべての人と組織は、先人がタンチョウを絶滅の危機から救った歴史を誇りとし、将来にわたりタンチョウと共生する鶴居村であり続けるために、タンチョウ鶴居モデルを掲げる。

タンチョウ鶴居モデルは、タンチョウの安定的な生息を保证するため、自然環境と社会環境の向上をすすめ、タンチョウが村民はもとよりすべての人々に愛され、その存在が地域産業の振興と発展に寄与することで、活力のある村となるための取り組みを続ける。

理念に込められた思いには、大きくは3つのポイントがあります。1つ目はタンチョウとの共生には自然環境だけでなく社会環境への配慮も必要であるという思い、2つ目は、タンチョウとの共生により地域産業の振興や発展に寄与するには「タンチョウが人々に愛されていること」が前提になるという思い、3つ目はタンチョウとの共生により「活力のある村」を目指し、取り組みを継続していくことが重要であるという思いです。今後は、この理念を念頭に置いて協議を進めていきます。

タンチョウとの共生に向けた将来像については、「保護のあり方」「農業との共生」「地域振興」ごとに小委員会を設置し、協議することになりました。小委員会ではそれぞれの分野でタンチョウとの共生に向けた将来像を描き、次回の推進会議で共有を図っていくことになります。



シリーズ
タンチョウ
Vol. 290

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

櫻井真弓

〒085-1205 鶴居村中雪裡南 ☎64-2620/FAX64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



「タンチョウ隊」の活動 ～幌呂小学校の給餌の歴史～

今でこそタンチョウの越冬地として有名になった鶴居村ですが、その礎は、昭和27年12月13日の幌呂小学校の朝礼での子供たちの報告でした。昨日から3羽のタンチョウがデントコーン畑にうずくまっていると聞いた当時の新井田校長は、「鶴居村の村名にかけても鶴を救おう」と、子供たちと一緒に手わけして近くの農家をまわり、タンチョウの餌となるデントコーンを集めました。その日の内に、学校近くの畑に「ニオ」を作り、集めたコーンを箱に入れて置いたそうです。

翌日には、全校一体でタンチョウのために餌を集めることや、給餌のやり方や観察日記をつけるなどの決まりごとを作り、翌々日の15日に鶴が餌を食べたことを確認したそうです。これが鶴居村での給餌の始まりです。

それから10日後の12月25日には、5、6年生による「ツル当番」が作られ、子供たちによる給餌と鶴の観察が続けられました。その「ツル当番」の活動は、昭和39年度には「ツルクラブ」、そして平成17年度からは「タンチョウ隊」と名前を変えて、今も続いています。

昭和63年頃からは、校庭に「ニオ」が作られるようになり、幌呂小学校は校庭にタンチョウが飛来する学校となりました。この冬も12月11日に「タンチョウ隊」の活動が始まり、昼頃には3羽のタンチョウが校庭に降り立ったそうです。

今年度の「タンチョウ隊」は、14代目となる隊長を中心に全校児童28名が縦割りで4班に分かれて、交代で給餌を行なっています。当番の子供たちは、登校してすぐの始業時間前に、バケツに入ったデントコーンを抱えて校庭に向かいます。高学年が低学年をリードして給餌を行なう様子を見てみると、普段から高学年は低学年を気かけ、低学年は高学年を慕っていることが分かります。幌呂小学校が掲げる教育目標の1つに「助け合う子ども」とありますが、まさに実践されていると感じました。子供たちが登校しない冬休みや休日は、教職員が給餌を行なっているそうで、全校が一体となり取り組むタンチョウを守る為の活動は、給餌が始まった当時から変わることなく続いています。



ニオのまわりにデントコーンをまく「タンチョウ隊」

昨年度、タンチョウ保護について学んだ5年生の作文の中に「人間とタンチョウがちょうどよい距離を保って給餌しながら守っていく」という一文を見つけました。今、タンチョウ保護活動は転換期を迎えています。その中で、給餌の問題点にも向き合いながら、鶴居村での給餌発祥という歴史を受け継ぎ、地域でタンチョウを守ってきたという伝統を引き継ぐ、幌呂小学校の「タンチョウ隊」。その活動は大きな意味をもっていると感じています。



広報つるい2月号

No.690 鶴居村

発行・編集／鶴居村役場企画財政課企画調整係
〒036-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 ☎0154-64-2112/Fax64-2577 <http://www.vill.tsurui.jp> [eメール] tanchou@vill.tsurui.jp



2月村のカレンダー



1 金	・鶴居老人クラブ健康相談 9:30～ 鶴居老人寿の家 ・幌呂老人クラブ健康相談 9:30～ 幌呂老人寿の家 ・下幌呂老人クラブ健康相談 10:30～ 下幌呂老人寿の家
2 土	
3 日	・第42回釧路鶴居会新年交礼会 13:00～ アクアパール(釧路市)
4 月	
5 火	・特設人権相談所 13:00～ 役場2階第一・二会議室
6 水	
7 木	
8 金	
9 土	・わんぱくアドベンチャークラブ2月講座 9:00～ ふるさと情報館「みなくる」
10 日	・第32回タンチョウフェスティバル 11:00～ 役場前庭特設会場
11 月	
12 火	
13 水	
14 木	・乳児健診 13:00～ 総合センター
15 金	
16 土	
17 日	
18 月	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室
19 火	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室 ・子育て支援事業「あそびのひろば」 10:00～ ふるさと情報館「みなくる」
20 水	・確定申告相談(対象地区：支雪裡) 9:30～ 支雪裡コミュニティセンター
21 木	・確定申告相談(対象地区：茂雪裡) 9:30～ 茂雪裡コミュニティセンター
22 金	・確定申告相談(対象地区：上幌呂) 9:30～ 上幌呂コミュニティセンター ・寿大学2月講座 10:00～ 総合センター
23 土	
24 日	
25 月	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
26 火	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
27 水	・確定申告相談(対象地区：幌呂市街) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
28 木	・確定申告相談(対象地区：下幌呂) 9:30～ 下幌呂コミュニティセンター

今月の表紙



平成31年鶴居村成人式のひとコマです。

新成人誓いの言葉は社会人に相応しく、熱意が伝わる堂々とした宣誓でした。

(※詳細記事は2ページ)

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)



昨年1年間の発生件数

人身事故1件／物件事故92件

12月中の発生件数

人身事故0件／物件事故16件

死亡事故ゼロの日 1,141日

(昨年12月末現在)

人の動き

(12月末住民登録人口)



人口 総数 2,534人

(前月比 -1人)

うち外国人人口 31人

(男8人・女23人)

昨年同期は 2,538人で、
対前年比較は -4人です。

男 1,273人 (前月比 -1人)

女 1,261人 (前月比 ±0人)

世帯数 1,158戸

(前月比 ±0戸)

うち外国人世帯数 22戸

編集後記



みなさん年末年始はゆっくりと休むことができたでしょうか。私は実家がある北広島市に帰省し、久しぶりに会う友人と懐かしい話をしたりして、気持ちをリフレッシュすることができました。十分に身体を休ませることができたので、今年も一年邁進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

・・・とはいえ、生活のリズムが崩れているといつものペースを取り戻すのもなかなか難しいですね。私は長期休暇最後の日、サウナに汗を流しに行き、気分転換をすることでなんとか通常どおり出勤することができました。

おみくじは末吉でしたが、病氣もせず、健康な一年にしたいと思います。(Y)